

令和7年色麻町議会定例会1月第2回会議会議録（第1号）

令和7年1月30日（木曜日）午前10時04分開会

出席議員 13名

1番	工 藤 昭 憲 君	2番	高 森 すみえ 君
3番	佐 藤 忍 君	4番	佐 藤 忍 君
5番	相 原 和 洋 君	6番	河 野 諭 君
7番	西 村 義 隆 君	8番	小 川 一 男 君
9番	今 野 公 勇 君	10番	中 山 哲 君
11番	山 田 康 雄 君	12番	白 井 幸 吉 君
13番	天 野 秀 実 君		

欠席議員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

4番 小 松 栄 喜 君 5番 相 原 和 洋 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早 坂 利 悅 君
副町長	鶴 谷 康 君
総務課長	高 橋 正 彦 君
企画財政課長	今 野 稔 君
農林課長	浅 野 裕 君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅 原 伸一郎 君
建設水道課長	高 橋 秀 悅 君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高 橋 康 起 君
教育長	千 葉 律 之 君
教育総務課長兼学校給食センター所長	今 野 和 則 君

生涯学習課長兼公民館長 山田誠一君
兼農村環境改善センター
所長

職務のため議場に出席した者の職指名

議会事務局長 遠藤洋君
書記 大泉信也君

議事日程 第1号

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会議日程の決定 |
| 日程第3 | 議案第12号 普通財産の貸付について |
| 日程第4 | 議案第13号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第5 | 議案第14号 令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第15号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号） |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会議日程の決定 |
| 日程第3 | 議案第12号 普通財産の貸付について |
| 日程第4 | 議案第13号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第5 | 議案第14号 令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第15号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号） |
-

午前10時04分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年色麻町議会定例会1月第2回会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案第12号から議案第15号までの4か件であります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長及び長より委任を受けた者が出席いたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、4番小松栄喜議員、5番相原和洋議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（天野秀実君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。1月第2回会議の日程につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、1月第2回会議は本日1日と決しました。

日程第3 議案第12号 普通財産の貸付について

○議長（天野秀実君） 日程第3、議案第12号普通財産の貸付についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 議案第12号普通財産の貸付について提案理由の説明を申し上げます。

貸付けする普通財産については、旧色麻町地場産業振興施設でございます。

令和6年9月会議におきまして、色麻町地場産業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止について御可決いただきました。これまで公の施設として活用してきた旧色麻町地場産業振興施設を行政財産から施設を貸すことが可能となる普通財産に用途を変更し、施設の有効活用を図ることを目的として、民間事業者に貸付けを行う手続を行ってまいりました。

旧色麻町地場産業振興施設の所在地は、宮城県加美郡色麻町四竈字東原1番地12、延べ床面積255.26平米、構造は木造でございます。

貸付けを行うに当たり、町のホームページなどで旧色麻町地場産業振興施設運営事業者を公募。選定方法については公募型プロポーザル方式として11月1日に事業実施を公表いたしました。11月15日から11月29日までを提案書の受付期間とし、応募者数は1事業者でございました。12月17日に旧色麻町地場産業振興施設貸付事業者選定審査委員会を書類審査にて開催いたしました。

審査結果については、あらかじめ定めた評価項目に基づき評価を行ったところ、総合評価点50点満点中、審査委員の平均点は31.9点であり、かつ、提案内容が適当であると認められたので契約候補者として選定いたしました。

貸付けの相手方ですが、宮城県加美郡色麻町四竈字伝八19番地の3、遠山商事株式会社代表取締役社長麻生さとみ。貸付期間は5年間、貸付金額は月額10万円であります。主な事業内容は飲食業で、焼き肉、ステーキ、定食等の提供で、貸付けの予定日は令和7年3月1日でございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定では、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付ける場合は議会の議決を要すると規定されております。

今回の貸付けに関しましては、貸付けの相手方から提示された貸付料は月額10万円で年額120万円でございました。

貸付予定日を令和7年3月1日としており、基準貸付料について、建物残存価格や土地鑑定評価額を基に建物と建物底地分を含めて月額14万4,480円と算出いたしました。

今回の貸付金額は月額10万円で、基準貸付料の月額が高いことから、適正な対価なくして貸し付けるため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。よろしく御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 愛宕山、今、開発公社で経営が成り立たないということで休館をしておりましたところに、町で公募しましたら1者のみの会社が公募されるということとの内容でございますが、ただ、1者のみのプロポーザルで大変何かこう不安な要素、現に過去にも思い出したくはございませんけども、嫌な思いをしたことを私の頭の中に網羅するものですから、その意味で確認をさせていただきたいなと思います。

そこで1者のみということなんですから、ほかの他の会社と比較することはできなかつたということで、まずもってそこで不信感。そして、今、担当課長の審査では32点でしたっけかな、満点ではないんだけども、審査内容ではクリアしていますというふうなことでございますけれども、他の資格者、要するに比較するものがなくてよかったですのかなと。例えば、認定こども園は2者があって、1者に町で選択して今の認定こども園が今順調に経営なされているものだというふうに理解しておりますので、この新たにできたこの会社、そしてまたこの会社が、謄本を見ますと、ごくごく新しくできたばかりの会社なもんですから、この仕事をなさるために、この事業をやるために会社を起こしたというふうに理解すればよろしいのかなというふうに思います。

そういう中で、この事業の経営、要するに今までの経験内容はどうだったのか。今まで経営はなされてきた方なのかということちょっとここで確認させていただきたい

なというふうに思います。

質疑でございますから3回しか質問できませんので、いろいろと述べさせていただきたいと思います。

そんな中で、本当に経験者だったのかなということを不安に、そしてまた5年契約で、5年間うまく経営なされば大変よろしいかと思いますけども、その辺も私からすれば不安視されるかなと。そういったようなことも、執行部ではその辺を見据えた中で選定されたのかなということをまずもってお聞きしておきたいと思います。

○町長（早坂利悦君）　　はい。

○議長（天野秀実君）　　町長。

○町長（早坂利悦君）　　町としては、1者でも応募していただいたということについては、むしろ感謝したいというふうに思っております。これが仮に、公募はしたけれども、どこも名のってくれるところがなかったということになりますと、むしろこのことのほうが心配だなというふうに思います。そういうことから言いますと、1者でも応募していただいたということについては感謝しております。

それで、確かに経験ということについては、本人の経験はあるようですがけれども、これから責任ある立場であそこで切り盛りする人の経験はあるようですがけれども、ただ、今言ったように5年間大丈夫かと言われても、それは大丈夫かどうかについてはこれからのことですので、私がそのことについて大丈夫ではないだろうかと思うだけしか分かりません。やってみないとそれは何とも分からぬわけとして、大丈夫なように頑張ってもらいたいということになります。

それから、この事業をやるために立ち上げた会社ということにはなりますけれども、そうであっても、そういう意欲を持ってもらったということについては、冒頭申し上げたとおりむしろ感謝をしたいというふうに思っておりますので、私とすれば、この施設を使って町のためにも大分貢献されると思いますので、そういうことで期待をしたいというふうに思っております。

○議長（天野秀実君）　　山田康雄議員。

○11番（山田康雄君）　内容的には理解をしました。

ただ、今回公募したときには5万円という提示をしたんですが、貸付金額10万円でもやれるんだというふうな、かなり強気というんですか、自信に満ちた額なのかなというふうに理解をしております。私からすれば、私も常々一般質問なんかで申し上げておりますけども、やっぱり色麻町の活性化、やっぱ町おこしといった場合においては愛宕山がね、一つの中心、そしてまた今現在かっぱのゆもかなり冬期間なんですが、結構お客様来ておりますといったことで、私からすればこうやって1者でも、町長からすれば1者でも応募してもらったことに対して感謝したいという気持ちは、私からすれば、私もそのような思いでございますけれども、この10万円の金額で果たして今まで経験がなくて、大変失礼なんですが、このために会社を起こした事業主に対して大変恐縮なんですが、5万円でもよかったんじゃないかなと。町では5万円以上ということだったもんで

すから、10万円で決めた、10万円で決定したその経緯、町では5万円でもいいって言ったのを10万円で貸すよというふうになった経緯を、まずその辺のこともお聞きしておきたいなと思います。無理のないところで貸せばよかったんじゃないかなというふうな思いで質問させていただいております。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは募集要件の中にあるんですけれども、5万円以上ということですので、5万円で申し込んでもいいし、それ以上で申し込んでもその人の判断ですので、町のほうで10万円でなきや駄目だよって言ったわけじゃなくて、あくまでも5万円以上で貸付けをしたいということですので、それ以上であればその募集要件には合うということになりますので、たまたま応募してきたこの遠山商事さんは10万円でも借りたいという意気込みでしたので、そういう内容であります。町のほうで10万円を設定したというんではなくて、あくまでも5万円以上ということでの設定でございました。

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） えっとそれからですね、会社の謄本を見ますと、飲食店の経営、食料品の輸出入及び販売、観光物産品の販売、酒類の輸出入及び販売、前各号に附帯する一切の業務ということなんですが、愛宕山の今回貸付けするところは、メニューはですね、どういうものを主に出されるのかなと。ただこの謄本を見ますと漠然として、食料品の輸出入とか何か農産物の何でもやれる会社だというふうに謄本では目的を出しているんですが、果たして愛宕山で今回やろうとするメニューはどういうものを、要するに、目玉商品というんですか、そういうものをやろうとしてるのかもしれません分かっているんがあればお知らせを願いたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

現在考えているメニューについては、先ほども申し上げたんですが、焼き肉であったり、ステーキ、あと定食類等を考えているようですね、町内外の方が気軽に立ち寄れる雰囲気で、低価格でお求めやすいメニューの設定を考えているというような事業計画のほうで提案をされておりました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） ほかにございますか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 先ほど、今回普通財産の貸付けということで議案の御提案をいただきまして、公募した結果、1者来ていただいた。非常にそれはよろしいことではないかなと私も思っています。ただ、公社さん時代にあそこがどれだけの赤字を抱えてたか。それを基にして指定管理を外された場所でもございます。そういう意味では相当経営はしっかりしないと厳しいんではないかなと。不安材料があるもんですから、何点からちょっとその点を含め御質問をさせていただきたいと思います。質疑をさせていただきたいと、失礼、思います。

まず質問する前に、まず1点、今回の提案について、この普通財産なる管財と呼べる

ものでしょうか。これを提案なされたのは町長の名前で提案してるんですけども、提案理由の説明者が農林課長だったと。果たしてそれが所管としてよろしいものかどうか、提案者がね。旧色麻町地場産業施設ということではございますが、今普通財産になってるわけですよ、9月以降。そうすると管財のほうになるんではないかなと私自身は思っているもんですから、それをなぜ農林課長が提案説明をなされたのかなと。無償のたしか普通財産については、企画財政課長が前回説明なされてたという記憶がございます。今回、有償の普通財産ということになりますので、その点を含め町のガバナンス、考え方どうなのかをまず1点お尋ねをしておきたい。

2点目。今回建物の有償、無償ではございません。有償の普通財産使用に対しての貸付けということになります。本町において有償の普通財産貸付けの条例、規則、そういったものが今どうなってるのかをお尋ねしておきたい。全協の23日に説明会については、県の公有財産規則の27条の第1項を利用して金額を提示なされではおりますが、その点どうなってんのか。

2点目。今回のこの施設、算定に当たりまして、町の基準貸付額が、全協では月額14万4,000何がしという数字になっております。今回その賃料について、要綱書ですよね、5万円以上を最低条件にした理由。多分、根拠になるのは公社時代の指定管理制度、これを利用してなされてるのかなと思いますが、ただ今回普通財産、相手は一般事業者、そういったことを加味すると、その点の根拠がどのように町は捉えたのかなと。貸す際の要綱として。2点目それをお尋ねしておきたい。

3点目。選定方法についてです。今回審査会なるものが、執行部の課長7名ということで聞き及んではおりますが、その提案内容について公募型のプロポを今回採用してやったと。そうしますと、今回の業者さんから提案内容についての説明を多分受けられて、それに対してヒアリング的にやって、その際の質疑応答等はあったと思われます。それを加味して今回31.9という点数になったというのはここに載ってるんですけども、そのヒアリングのときにどういった部分、一番大きいのはガバナンスコードというのがございます、最近ね、企業においては。フジテレビではございませんけども、非常に敬遠する部分がありますので、その点も含め評価なされたんではないかなと。それはどのような評価に値していったのかなという点、3点目にしておきたいと。

あと4点目。今度この項目評価6項目がございましたよね。この中に独自性及び実績という項目がございます。まず7人の合計点数、各項目ごとに何点だったのか、私どもは分かりませんので、まずそれをお示ししていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 提案者は、提案する説明は農林課長でいいのかという、何かそういう話でしたね。質問だった、質疑だったと思うんですけども、別にこれに直接加わってきたのは農林課ということで、財産の担当するのは確かに企画財政だということにはなりますけれども、内容等の説明については農林課で説明したからとてどうだというわけでもなくて、私に代わって農林課長が説明をしたというふうに捉えてほしいとい

うふうに思います。

それから財産の貸付け規則、これは不整備なところがございますけれども、詳しく企画財政の課長のほうから答弁をさせます。

それから5万円以上にした理由ということをしかありましたけれども、これもこれまでに公社に貸付けした金額が5万円ということでありましたので、それを基準にしたというふうに考えました。

それから、選定方法の中での業者へのいろいろ聞き取り、そういうことの質問があつたようですねけれども、そのことについては農林課長より答弁をしたいと思います。評価の項目ですね、これも農林課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） それでは、町ですね、普通財産、それから行政財産の貸付けに関する条例、規則関係、どのようにになっているかということでございますので、そちらについてお答えをいたします。

まず本町はですね、現在、色麻町の財務規則、それからですね、色麻町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、こういったものに基づきまして、普通財産それから行政財産の貸付けを行っているというところでございますけれども、先ほど町長からもお話をありましたとおり、ちょっとその内容に不備がございまして、これまでですね、宮城県の財務規則、宮城県の公有財産規則、それからですね、それに関係いたします、宮城県財産の交換、譲与等に関する条例、こういったところですね、宮城県の例規こういったものを用いながらですね、貸付けを行う際のその貸付料、また占用料、こういった部分の算定、準用させていただいていたということでございまして、一言で言ってしまいと、町ですね、全ての項目において、例えば色麻町では普通財産の土地については何%で貸付けしますとか、そういったものの明確な規定はございませんでして、その部分をですね、宮城県の例規等々を準用させていただきながら算定をしてきたということで、ここの部分に関しましては全てこれまでですね、この県の例規を準用させていただいたということでございまして、今後につきましては、その辺のですね、内容をですね、精査いたしまして、適正な方向にですね、持っていくようにちょっと調整をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 選定方法につきましては、委員7名で選定を、審査会を行いました。

事業者さんのヒアリングのほうは、その審査会の時点では、審査会ではしておりませんので、しなくてですね、書類審査のみで審査のほうは行いました。

その評価の項目でございますが、全部で6項目でございます。基本方針ということで4項目、独自性で2項目、実績、業務の実施体制、賃料、その他で1項目でございます。

それで、おのの評価点でございますが、平均のほうで申し上げさせていただきます。基本方針の利用目的は、募集要項に定める貸付け条件に合致しているかについては3.1、事業スケジュールが具体的かつ現実可能なものかについては2.9、定期的な清掃やメンテナンスなど施設の維持管理について検討されているかは3.1、施設が有効に活用されるなど施設利用計画は適切かについては3.1、独自性の2項目の1つ目、地域の資源を積極的に生かした提案であるかについては3.4、事業者独自の特色ある事業内容はあるかについても3.4でございました。実績については、飲食店経営の知識は十分に有しているかについては2.3、業務の実施体制、施設運営に係る収支計画は適正かについては2.6、賃料、賃料は最低条件金額を超えてるかについては5点、その他資料は分かりやすい内容となっているかということで3点、ということで総合評価点の平均が31.9ということで評価のほうをいたしております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） まあ今、説明を各項目についていただきましたけども、まず一番最初に提案内容についてね、町長ね、もともと地場のことですから、農林課長がやってもおかしくはないんじやないかという答弁でございました。

ただ、今度、普通財産に9月に変わった時点で、今の説明については今度、企画財政課長してるわけですよ。何が言いたいかって、私ども議員として各常任委員会というのがございます、いいですか。それに対して所管をどこにどう責めてお尋ねすればいいのか。機構改革したから変わったんだというんであれば、それはそれでいいですよ。そうすると今後、そういう部分については農林課長にお尋ねするということの判断にもなつてしまふと思ったもんですから聞いてたんです。その辺りはしっかりとガバナンス、要是組織編成したわけですから、答弁する方、適当にそこは前がこうだったからじゃなくて、今の状況で説明していただきたかったなということ、お尋ねしとったわけです。

それでは、さっきも言った普通財産について、企画財政課長からは内容について町長含め不備があると。不備があるものを今回議案として提案なされたわけですよ、ますね。そこを十二分に認識してください。

で、今後それを適正な方向に持っていくというんですけども、どのように持っていくのか私どもは今分かりません。本来であれば、今回ね、町長これ出す前に9月の時点で普通財産に変えたんですから、そのときに条例等をつくっててもよかつたんではないかなと思うんですよ。それをしないで、今回11月の1日に公募を急遽起こして、借りてもらわないと困るという全協の説明もありましたよね。何か借りてもらう事ありきの話から進んでるようにうかがわれるんですよ。しっかりと、組織でございます。法令というものは私どもあるわけですから、その法令にのっとった形で進めていただければ、このようなことは聞かなくても済むのかなと思ったんです。町にない条例、規則、それを県を要綱に使ってやってることでございますけれども、今回普通財産の有償というのが初めて出たですから、その時点でやっぱり考えるべきではなかつたのかなと。

その点について、何ら問題は町長としてはないのかどうか。条例に対しての考え方、そこを再度御質問しておきたいなと思います。

あと、さっき2点目の分、14万4,000円。県のね、算定基準を出してるわけですよ。それを基にして今回の要綱は5万円以上、ここで約10万円近くの開きがあるんですよ。公募なされた方は10万円で入れてると。ね。算定基準14万4,000円より低いから議会の議決いただくということを今回出てるわけじゃないですか。そうしたら、その部分で14万4,000円で考えててもよかったですんじやないのかなと。5万円にしないで。私は逆にね。その点の考え方だったのか。その点再度、お尋ねしておきたい。

財務規則の143条、町長御存じですよね。何て載ってます。そこに照らし合わせても今回の根拠にそぐわない部分があると思うんですが、その点についての説明を町長から求めたい。不備があるっていうのは分かっててやってるんですか、その説明をしてください。

あと先ほどの選定基準、ガバナンスコード、これについて課長の答弁では、書類選考のみということでございました。書類選考のみで本当に大丈夫だったのか。ヒアリングをせず、説明も受けず、その7人の審査員どなた様か分かりません。よっぽど優秀な方なんでしょうね、と思われます。いま一度その点についてお尋ねをしておきたいなど。これで間違いない評価をしたんだよという、確固たる根拠、これを示していただきたいと思います。

あと4点目、さっき町長言つましたよね。地域貢献もしていただくんだということで。今回のこの業者さん、事業者さんというんですか。昨年の10月に登記したばかりの会社だと伺っております。何の実績もない会社さんにどれだけのね、やれという根拠ですかね。それをこのプロポの中に入れたのかなと。通常であれば、そういう地域貢献も算定項目に入れるべきではなかったかなと思われるんですが、今回入ってない理由、町長は地域貢献をしていただきたいんだっていうのを言ってます。ただ、入ってないんですよ。そういうことはどのように考えて要綱をつくられたのか、再度お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず最後のほうの質問から答えたいと思いますけれども、地域貢献というのは、これは私から言うと結果論的に地域貢献なされるものだというふうに思ってるんですね。要するに、今、あそこに食堂が閉鎖している状態ですね。ですので、まずここに食堂として本来の姿を取り戻すという、町としてはですね、取り戻すということで、その結果、それを利用してもらうことによって、例えば、交流人口が増えるとかということにならなければ、それはある意味では地域貢献というふうに捉えられるわけです。ですから、そういうあくまでも、そういうふうになる可能性があるという意味ですね。こうすれば必ずこうなる、地域貢献になるというその算数的な問題じゃなくて、そういうことも望まれるだろうというふうに思っております。ですから、実績はあるないというよりも、そういう意気込みを持って取り組もうとする人、そういう業者、その

人を重視したいと私は思っておりますので、果敢に挑戦をしてきた、この方々に対しては、私としては期待をしているということです。実績があるからどうだとか、ないからどうだとかということは、それは全く無視するわけではございませんが、むしろ意気込みを感じるということのほうが大事だというふうに思っております。

それから、なぜ14万円でもよかつたんじゃないかという話もありますけれども、仮に、それは幾らで駄目だとか、幾らでないと駄目だとかということよりも、まず、冒頭申し上げたとおり、この施設を利用してもらう方があることが一番なんですね。仮に、これも私がちょっとこれは形にはしませんけれども心配したのは、例えばいろんな方々がもしですよ。いかがなものかと思うような人たちからも参入したときには、そのときはどうしたらいいかということがちょっと頭をよぎったんですけれども、結果としてはそういう人もなかつたし、1者しかなかつたということですので、それは私はほっとしてるんですけどね、私自身は。

それから、今言った14万円どうのこうのということについては、それは14万円で借りたい人がいればその人に貸すことになったかもしれませんし、20万円で応募をした人に貸すようになったかもしれませんけれども、あくまでも5万円以上と、以上ということでしたわけですので、これはそれに合致をしていれば何ら問題はない。ですから極端に言えば5万円でもいいと、20万円でもいいということでありまして、14万円以上でなきや駄目だというふうな考えは持っておりませんでした。

それから、規則関係についてはちょっと誰か、私じゃなくて答弁させたいと思います。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） まず、財務規則で先ほどおっしゃられた143条、正規の金額もしくはその貸付け実例等を参考にというふうに書いてあるんですけども、正規の金額というのは全協で説明した14万4,000幾らという金額にはなるんですが、その実例ということを参考にすれば、もともとこの公社の指定管理の中では5万円というところでやっていたんですが、昨年度の指定管理替えしたときはゼロということで貸していたわけなんですね。民間に貸す場合はゼロということはないので、じゃあもともと出していた5万円で、5万円以上でお願いしたいということで設定をさせていただいたということです。5万円以上で提示してくださいということで今回は10万円ということの御提示をいただいたということになります。

で、条例等に不備があるのはいかがなもんだということでございますけれども、その不備という表現をしてしまいましたけれども、今の町の条例では土地の分しか定めていないということになります。どう定めているかということですね、行政財産を目的外使用する場合はというふうに定めていまして、その場合はその土地、土地だけなんですけれども、土地については土地価格の4%に相当する額をいただきますよという表現をしていただいてるんですが、普通財産もそれに合わせて貸付けをしているということになります。それ以外は条例で定めていないものですから、自治法上はその条例で定めてなければ議会の議決を求めるなさいというふうになってますので、定めないことが悪いってこ

とではなくて、定めてなければ議決をいただきなさいよ、議決ないとできませんよというふうに自治法で定まっていますので、法令とか例規に違反しているかということになれば、違反はしていないということになろうかと思います。あとそれ以外は、農林課長。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

ヒアリングをせずにですね、審査書類のみで審査したということですが、まず公募につきましては、個人、法人、広くですね、申込みをしやすいような形で今回公募のほうをいたしました。指定管理のようにですね、行政財産ではなく、今回普通財産ということもございまして、ヒアリング、個人の方がなかなかこう、その審査の中でヒアリングするというのも、なかなか大変かなという部分もありまして、今回は提案書をもって審査をしたということでございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） さっき町長、副町長、また、今、農林課長から説明いただきました。副町長言うとおりね、別に私不備があるって言ったわけじゃない、町長が言われたことに対して、答弁でね。だからすごい気になったのね。違法っていうことじゃないのさ。副町長言うとおり。先ほど町長に言った普通財産の貸付け、賃料について、町が規定で143条で定めてるものですから、これをどのように捉えてるのかなと思いまして、そこをね、しっかりと答弁いただければよかったんですが、何か答弁いただかず隣で答弁なされたように受け止められます。

それはさておき、町長はね、今回この提案なされた方の意気込みを買うんだと、挑戦という部分でね、言われています。その意気込みってどうやって捉えたのかな。農林課長は書類審査のみ。

農林課長にお尋ねしたい。プロポとコンペ形式って2つあるわけですよ。コンペであれば書類選考のみってのは私も分かる。自分が昔やってたから。今回はプロポやってるわけです。プロポですよね。プロポだと違うと思うんです、私。その点をどのようにして書類審査のみでしっかりと内容を把握なされたのかなと。7人の課長方ね。それが私はちょっと分かりかねる。点数は先ほどいただきました、ね。さっきの点数でいくとね、お尋ねしたいのはここなんですね。私、実績と独自性、非常に。例えば、地域の資源を積極的に活用した提案があるのか。さっき11番議員がね、メニューどうなってんだと聞いたけど、これという形でお話はいただいてなかったような気します。当然それがしっかりと分かって点数をつけられたと思うんですよ、皆さん。ただ、そういう答弁は一切ありません。また、独自性、特色のある内容という項目もございます。そういう事業内容を私たちには分からないんですよ。それをしっかりと示していただかないと、果たしていいのか悪いのかってのは分かりかねているからここで質疑してるんですよね。それをしっかりとお答えいただきたい。

また実績、このね、知識を十二分に有してその根拠って何なのか。俺、町長にもね、全協で何か言った記憶ございます。もう有識者の7名のすばらしい審査員の方がしっか

りとしたということがございますんでね。私のようななづぶの素人では分かりかねるもんですから、その辺をもっと分かりやすくお答えいただきたいと思います。

あとさっきね、町長言われた地域貢献、交流人口の増加を図ってもらって、それが足し算引き算ではないと言ってるんですけども。それがさっきの意気込みという部分なのかなと思われるんですけどもね。それをどのように根拠に再度つなげたのか。どう町長はそれ取ったのかなと、説明を受けたわけじゃないですよね、町長はね。それが意気込み取れるっていうんですからすごいなと思うんで、その点について再度お尋ねしておきたいと思います。

3回ですからこれで私終わりなんでね、しっかりと答弁をいただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 意気込みっていうのは、人それぞれ捉え方あると思うんですね。

意気込みについてはね。それで、私としては5万円以上という貸付料に対して10万円も出して、これにこの事業に対してやろうという、それはまず意気込みとしては感じるわけですよ。ですから、今回実際には申込みはしなかった中にもいろいろ問合せがありました。で、この5万円っていうのはやっぱり高いという人もあるし、安いっていう人もやっぱりあるんですよ。ですから、最初1年、2年は3万円ぐらいでそれから5万円ぐらいにというふうなわけにはいかないものでしょうかという問合せもありました。

ですので、そういう中で10万円を出しても私はやりたいと、こういうことですので、まずはそれはそれなりの意気込みを感じさせられるというふうに捉えます。

それから、地域貢献ということについては、まず私としては、あそこにはまず食堂をとにかく開店してほしいと、まずそういうことですよね。あそこでアメニティーでしたでしょうかね、野菜なんか販売している方々もあるんですけども、の方々もやっぱり食堂がやっていたときと閉店したときは全く人の出入りが違うんだそうですよ。ですから、そういうことからいっても、あそこで仮に店を出してもらうと。この食堂をやってもらうということになれば、そういう意味でも貢献はすると思うんです。やっぱりいろいろ人の出入りは必ず出るわけですよ。そういう意味での貢献も出るわけです。いろいろそれは、ですから貢献の意味、あるいは貢献ということについての見方、これは必ずしもイコールではないと思いますよ。今、相原議員の考えている貢献がどういうものだか分かりませんが、私の思いと必ずイコールではないかと思いますけれども、私としてはそういう意味では、必ず大なり小なり貢献はされるだろうという期待をしております。

それから、あと農林課長に答弁させます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 評価項目の中ですね、独自性というところで地域の資源を積極的に生かした提案であるかという観点ございます。

事業者さんからの事業計画の中でですね、町内のお米、食材を取り入れたり、また地元加美農業高校とのコラボレーションを行って、生徒が育てた農作物も積極的に取り入

れたいというようなお考えもあるようでございます。

また、独自性の中の事業者独自の特色ある事業の内容はということで、先ほどもちょっと申し上げたんですが、計画の中では町内外の方が気軽に立ち寄れる雰囲気づくり、低価格でお求めやすいメニューも取り入れたいと考えていると。

あとまた、町のイベント等にもですね、参加等を考えていますというような計画のようございました。そういう観点で、各審査委員のほうが評価したというような内容でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員にお伺いしますが、今、具体的な判定したことによるその根拠をお伺いしたと理解しております。それで答弁漏れはございましたか。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 独自性の実績の部分で聞いていて、実績について答弁もらってないんでどうなんですかって聞いてるんですよ。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

実績のほうですね、ありませんということで計画書のほうでは提案されてございます。

○議長（天野秀実君） ほかにございますか。1番工藤昭憲議員。座ったままで結構です。

○1番（工藤昭憲君） 3点尋ねたいと、質疑したいと思っておりました。

1点目については、町に規則がないことでの説明だったんですけども、今5番議員が聞いたので大体理解はしましたので、1点目についてはいいです。

2点目についてですが、いまいちよく分からんんですけど、これもさっき質疑した議員いるんですけども、県のこの規則、公有財産規則27条第1項を準用したっていうことなんですけれども、この根拠もちょっとまあ質疑で答弁あったんですけども、もう1回これ聞いておきたいと思います。

それから3点目についてもね、この条例、今回説明されたわけですけれども、その間にこれもちょっとダブるところあるんですけども、条例改正されてから今回この議案出すまでの間に、まず全員協議会開くまでの間には相当数期間があったと思うんですね。それなのになぜ今回その条例、本町の条例または規則等について、附則なりなんかをしないで、県のそういう規則を準用した。県の規則を準用したわけですけれども、その今回提案するまでの間に期間があったわけですけれども、なぜそういう町の条例なり、附則等で定めなかったのか。その辺確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） それではですね、先ほどの内容をちょっと整理をさせていただきますと、まず建物の部分、建物の部分についての町の規則については定められていないというところでございます。

で、土地につきましては普通財産、それから行政財産の部分につきましても4%を適用しますということで、ちょっと、私、言葉がちょっと足りないところがございましたけれども、規則上は定めているということでございます。

ただ、今回の件につきましては、町のほうのその例規の中に建物の貸付けの、どれぐらいの利率で貸付けするという規定がございませんでしたので、これにつきましては宮城県の条例、規則、こちらのほうを準用させていただいて貸付料のほうをはじいたということでございます。

先ほども農林課長からもお話がありましたとおり、それがその基準を下回る形であったことから議会の議決を賜るということで今回上程をさせていただいたという整理でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 2つ、1つ目はなかったことにして2つ目ということで、なぜ定めなかつたのかということですけれども、どっちが先かということにはなると思うんですけれども、定まっていれば全く問題なくそれに基づいて淡々と進めていけばいいんですけれども、条例で定めていないものですから議会の議決をいただくという流れにしました。

それでこれ、今までですと普通財産の建物をあまり民間に貸すっていう想定がなかつたのか、あつたのかってのは分からんんですけども、今までも例えば倉庫として学校の跡地貸したとかですね、そういう実績はあるんですが、本来はその辺りに建物の貸付けについても定めておけばよかったんでしょうけれども、今日までその土地の部分しか定めていないという状況がありました。

それで、今、企画財政課長から説明したように4%ということですが、県の規則を参考にしますと建物が5.約6%弱。建物の底地も同じパーセントだというような定め方をしておりますので、今後ですね、これを参考に今回のこの貸付けを例としまして条例を整備していくみたいなとは思っていますが、先に条例を定めてしまますと、この貸付者を議決もらわないと貸付けできるということになったりもしかりますので、まず今回は、その議会の議決をいただいて貸付けをさせていただいた後に、県の例規なりですね、あるいは、県内の市町村のパーセンテージを参考にしながら条例のほうを改正させていただければなというところでは考えておりました。

そういうことで、なぜ定めないということ、定めてから貸付けすればよかったんじゃないかという話なんですけれども、定めてなければ。すみません、5.何ぼでなくて12.54ですね、建物、建物は12.54%、それから建物の底地は4パーでなくて、土地は4パーでなくて5.94というふうに県のほうで定めているということですので、これを準用させていただいて進めました。

先ほどから話しているように、まず今回は定めていないので、地方自治法に基づきまして議会の議決をいただいて契約をさせていただくと。で、それを参考に今後この条例のほうをですね、改正、条例改正の提案もさせていただくということで、まず今回は条例改正が先じゃなくて議会の議決が先だというところで作業を進めさせていただいたということですので、定めなければならないということではないものですから、そのような気持ちで、気持ちというの変だな、そのような方針で今回は提案をさせていただ

いたということで御理解賜ればと思います。

○議長（天野秀実君） 1番工藤昭憲議員にお諮りいたします。

ただいま質疑続行中でありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○1番（工藤昭憲君） はい。

○議長（天野秀実君） それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けます。1番工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 休憩前、答弁をいただきましてありがとうございます。

その中でね、説明では県の規則を町に定めがないので準用したという説明でした。非常に何かこう県っていうと説得力ありそうなね、そういう答弁だったんですけども、果たしてそれが町に合った、合う準用の仕方だったのかどうかってのはちょっとまた疑問が残るんですけども、それはそれで、これを準用するに当たってのこの法的根拠、例えば町のその規則が、または規則って言っても財務規則にもありますしね。何度も答弁しますけれども、別な条例もありますけれども、その中で町の公有財産、または普通財産に関する法令、条例を確認したんだと思いますけれども、この県の規則を準用するに当たっての法的根拠の確認をしたのかどうか、まず。したと思うんですけども説明願います。答弁願います。

それから、この適用範囲っていうのはあるんだと思いますよね。こういうものを準用するに当たっては、その適用の範囲、条件異なる場合、準用が適切かどうかっていうことも、そういうことも考えられるわけなんですけれども、その適用範囲の一致、その辺確認したのかどうか。

それから、運用上の問題、その辺もどのように確認をなさったのか。

4点目としてその、必要あれば関係者等の協議または課での協議が必要かとも思うんですけれども、その辺についてはどういう協議をなさったのか。町長、副町長も含めてだと思いますけれどもね、その辺はね。したならした、しなかったらしないでいいですから、その辺は答弁願いたいと思います。

それから2点目。1点目はパスしたから、2点したわけですけれども、その中でね、全員協議会、この前23日にこの案件について全員協議会ありましたけれども、でも調整会議っていうのを9月の議案として出す前に調整会議をしているはずですよね、担当課で多分。それが7月の18日だったと記憶しているんですけども、そうしますと8月、

9月、10月、11月と12月、1月というふうに、おおよそ約半年ぐらいその調整会議後に期間があったと思うんですけども、その期間がそれだけあったにもかかわらずね、町長も副町長も言ってたように、規則がないから今回議案として出したんだという答弁ですけれども、それだけ期間があったわけですよね。だから、なぜそれなりの期間があつたのに、今回のような答弁なのか。もうちょっと期間があるんだから規則なり、この財務規則の142条から6条までの間の中にどっかに附則として何か入れることを、そういうことができなかつたのかどうか。副町長は今後検討していくっていうような答弁しているんですけどもね。この時点で検討するべきでなかつたのかなというふうな思いがあるんですけども、その辺の確認をもう一度お願いします。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） その県の条例を、規則を準用した根拠ということなんですが、特にその根拠というものはなくて、準用する場合何を準用したかということになりますので、何もない民間のものでも準用したということになれば別なんですけれども、行政機関のさらに市町村よりも上の機関の定めたものを準用しているということでございます。それが合法か違法かという判断まではちょっとできないということになりますので、我々はその合法だろうということで、それは準用させていただいたということになります。で、もう一つはその7月の調整会議というのはこの件に関しての調整会議は特にしておりませんので、それは。調整会議っていろんなことで調整会議してますので、その7月の調整会議は何だったかな、ちょっと今何だったか分かんないんですけども、それはちょっとしていないと。

で、今回この件に関しては、指定管理者選定委員会ではないんですけどそれに準じたメンバーでいろいろとその要綱なんかを検討をしました。それが最初にあったのが10月、10月くらいです。

基本的な考え方としては、行政財産の指定管理じゃないので、普通財産の貸付けだという趣旨に基づいて、とにかくレストラン、食堂経営をやっていただきたいというところで始まりました。最初の頃はですね、その指定管理のような要綱になって、すごくプレゼンテーションしてもらって、すごく厳格に、ああでもないこうでもないということだったんですけども、それじゃとてもじゃないけど民間の人入ってこれないだろ、一般の人入ってこれないだろということで、普通財産の貸付けですから、レストラン、食堂をやってくださいよ、ただし焼き肉はやっていただきたいということで、営業時間帯、それからお店を開けている曜日とかも指定もしないで、とにかくあそこでレストランをやって、町長が言うような地域貢献だったり、交流人口の増加に貢献していただきたいというところで検討させていただきました。その結果が5万円という金額は先ほど来答弁したようなことで5万円に設定させていただいたんですが、そういうことでまず使ってほしいと。あそこを遊ばせてないで使ってほしいということで考えました。

それで、たまたま10万円でということで申込みがあって、そうすると年間120万円入ってきますよと。で、どこも使ってなければ年間100万くらいの維持費が町としてかかる

るよと。トータルすっと220万円くらいは町として年間プラスになるということですので、遊ばせないで早く貸したいというのがもともとの趣旨です。で、やっていただきたいのがレストランですということで、狭めたにもかかわらず1者しか申込みがなかった、1人しか申込みがなかったということで、もうちょっと緩くてもよかったのかなという思いもあったんですけども、公募ですから、公募ですから1者でもあればこれは有効です。公募して1者しかないからもっとすっからねっていうのはこれルール違反になっちゃいますので、あくまで公募ですから期間まで来たものを評価して、問題なければお貸ししたいということで今回提案をさせていただいたということになりますので、その辺御理解を賜りながら、その条例の制定だったりとかは今回これに合わせて制定するということではなくて、条例って定めてない、規則で定めてないので議決をお願いするということを御理解いただいて、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 質疑したことによく答弁していないんですけども、適当にごまかされたような気するんですけども、まず法的根拠の確認もう1回。

それから適用範囲の一致、それから運用上の問題の確認、関係者の必要があれば協議が必要だったと思うんですけども、したのかどうかっていうのをもう1回答弁願えればと思います。

それから、言い方悪かったんだだと思いますけども、この7月の18日に調整会議をしたっていうのは、9月の10日の議会にその地場産業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてということで調整会議してんだと思いますけど、そのこと言ったんですけども、今回のことについての調整会議をしたという意味ではないんですけども、その時点で、要するに民間に貸し付けることも想定できたはずなので、なぜそのときにしなかったんでしょうか延々に疑問を持ってるわけ、ね。

その後にそういう民間に貸し付ける意思が町としてあったんであれば、その財務規則には142条からありますけども、でも貸付けに関しては、建物の貸付けに関しては定めてないわけですよね。だからその建物を貸すんだという前提の下に、その調整会議なり、この産業施設の条例の廃止について協議したときに調整会議でこういう話をしてるわけですから、だったらば、その時点で町のこの建物の貸付けに関する規制がないのであれば、そのときから定めるための調査なり何なり、できたはずだというふうに思うんですよ。またはこういうのないからこいつ定めなきやねえなということで、定める方向で動いて当然だったんだと思ってるんですけども、その辺についての考え方はどうだったんですかっていうことなのね。

だから、今日の議案について言えば、さっき言ったようにもう半年、約半、7月の18日だから半年の期間があるわけだから、そうすると何らかの結論は導き出せたんではないのかなというふうに思うんです。だから県の規則を準用しなくてもやっぱり済むよう、町の条例なり規則に不備があるんだったらば、やはり早めにそいつは対応すべきではないのかなというふうに思うんですよ。その辺も含めて、先ほど副町長は今後の考

え方としてはそういうことも必要かもしれないようならしい答弁はしますけれども、その辺も含めてもう1回確認します。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） まず法的根拠という話ですけれども、先ほども答弁したように、その根拠があつてそれに基づいて決めたから議会にかけないよっていうんであれば法的根拠って話になると思うんですけれども、その法的根拠がはつきりないから、県の定めを準用した結果、明らかにこういうふうにして正規の値段より低いよと。だから議会の議決が欲しいんですということで上げてるんです。ですから、その法的根拠、法的根拠って言われる場合は勝手に、勝手にじゃないですが、それに基づいてこっちがやつた場合何に基づいてやつたんだっていうふうに聞かれればちょっと答弁のしようがあるんですが、今回はそれを参考にしても金額、正規の値段よりも安いので議会の議決が欲しいと。条例で定めてないので議会の議決が欲しいということで提案をさせていただいてますので、その根拠何だ、根拠何だって言われてもちょっとなかなかその根拠がないから地方自治法に基づいて今回提案しているということになります。

それから、なぜ定めない、7月18日の調整会議については廃止、あくまで行政財産としての廃止ということでの協議、調整会議をしました。その段階で民間に貸すという考えはもちろんあるんですけども、併せてそこでそのことまで調整会議をしたということではなくて、それはあくまで9月会議に提案する地場産業振興施設の廃止ということについてのみの協議がありました。

その後は、今回貸すに当たっての、その要綱を定めるなりね、そういう流れで何回も、3回ぐらい、3回ぐらいですね、何回も集まって、これで行きましょうということで町長にどうでしようかというところを決めるまでにして分かったというところで今回公募をしたということになりますので、そこは何でそのときしなかったんだ、したらいかっただんじゃないかっていう話になってくる、確かにしたらよかったかもしれないんですが、必ずしなきゃないというものでもないと。そのいろんなスケジュールだったり、議会の議決がないうちからそこも決められないっていうのもあるので、そういう流れでやっているので、それはその工藤議員の考え方かもしれないけども、我々としてはそういう考え方でやってきたということですので、その辺は相違があるというふうに思っていますので。

あと、その条例何で先に定めねえんだっていう話なんですけれども、定めて貸してもいいし、定めてなければ議会の議決を求めなければならないということなので、どっちが先かっていう話なので、前の方への答弁のときも申し上げましたが、今回を参考に次は条例の改正を提案させていただくことも検討しますという答弁をさせていただきましたので、どっちが先かといった選択の中で、今回は議会の議決を先にということで選択をしたということで御理解を賜ればと思います。

○議長（天野秀実君） ほかにございますか。3番佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） それでは、収支計画についてなんですけれども、先ほどこれの評

価点数が2.6という答弁がございました。これ2.6という大変低いかなと思うんですけども、この2.6という点数で、この収支計画書が適正だという判断なんでしょうか。この2.6という点数の判断内容、どういう判断があったのかお聞きしたいのが1つと、あわせて、できるんであれば収支計画書の出されているね、収支計画書の数字的なものもお聞きしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

審査項目の時点のその収支計画の各委員さんの平均が2.6でございました。これは収支計画を各委員がですね、内容を見て審査しました平均点が2.6ということで、まず御理解をしていただければなと思います。

あと収支計画書のですね、数字的な部分でございますが、収支計画の1年目の収入ですが、5,836万8,000円を1年目で見ておりまして、支出のほうが3,681万3,000円、差引きで2,155万5,000円ということで、1年目のほうは、収支計画のほうで見込んでございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） えっと、私、最初質問したのは2.6、平均でね、2.6点というのは分かるんですけども、その点数をつけた方々が果たしてこの項目ありますよね、施設運営に係る収支計画は適正かという項目に対して2.6点です。半分ちょいですよね。これが果たして委員の皆さんがある、例えばマイナスの部分がどういうところがあつて2.6点なんだよと、そういうところを聞きたいわけですよ。平均で2.6ってのは分かることです。

それから、収支計画の1年目の数字おっしゃっていましたが、この金額もその委員の方々が見て点数をつけた場合に、要するに点数が半分以下の人があれば、これは適正ではないという判断になった場合、この収支計画に問題が出てくるということになりますかねませんよね、その辺どうでしょう。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

収支、まず評価の基準でございます。まず3点がですね、標準である。あと2点が怠っているということで、4点が優れているというような審査の評価の基準となっておりまして、各委員はこの先ほど申し上げました収支計画書等を見てですね、各委員が判断されて平均で2.6になったということでございます。

それで全体の各委員の総合の平均点が31.9ということで、今回、総合評価点が25点を下回った場合は失格ということで、評価基準のほうは事前に設けさせていただきました。その収支計画が適正かどうかといいますのは、平均点で2.6とはなつたものの、全体で31.9点っていうふうな点数になったということで判断しております。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） いま一つ、私が聞いたことに対する答弁になってないかなと思

うんですけども、この収支計画書の判断ですよ。この点数が5点、最高5点でこっちが2.6なんですよ。ですからどつかが、委員の方によって捉え方が違うかと思いますけども、例えば、収入があまりにもね、誇大化してる。見積りが不透明だと。あと支出についてあまりにも少なく見積もってるんじゃないとか、いろんな理由があったと思うんですよ、2.6をつけた。これがね、平均で4.0とか高い数字であれば問題ないんだなって我々は安心するんですけども、2.6では何となく不安なわけですよ。ですからその辺の委員の方がどういう判断をしたのかというのをお聞きしたいです。

それから、3回目なので、もしこの収支計画にちょっと不安材料があるんであればですよ、あれば、例えば貸付料金が10万円でいいのかというような判断まで私はしなくちやいけないのかなと思うんですけども、そういうようなお考えはなかったのかどうかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 貸付料についてはね、最初から公募するときの要件の中に入ってるもんですので、例えば、今のように収支計算で、これじゃかわいそうだから、んで下げでけっかつつちゅう、そういうわけにはいかないですよ、やっぱりね。ですので、とにかくそれぞれの評価委員になった方々の判断は多分皆イコールではないと思います。今質問にあったように、じゃあ評価委員の人が一人一人、それを聞くのかつちゅうことになりますけれども、あくまでもそういう捉え方をしたんだということで、具体的に今質問あったんですけども、そこまで一人一人の判断は必要としなくてはいいんではないのかと思うんですよ。あくまでも評価委員の方々がそういう判断をしてトータルでこのようになりましたと、さっき農林課長から言ったとおりですので、それはそれで認めてもらいたいんだと。

そして、1者しかありませんのでね。選択肢がないんですよ、やっぱり。ですので、町としてはどうしてあそこは利用させてやりたいと。どなたかにですよ。ですから、それに意気込んで手を挙げてきたんだということに対しては、私は感謝をしながら期待をしたいというふうに思ってますので、そういうふうな良い意味で理解を賜ればというふうに思います。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑。白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） えっとですね、実施要領の中でですね、賃料として月額5万円ということを記載して今回公募したということですが、先ほどから各議員の質疑にもありましたがですね、ちょっと再度確認ということですが、その財務規則によって貸付料については当該財産の評価額とか、あと貸付け実例という考慮して定めなければならないということがうたってます。

先ほどから算定の方法については県の規定を準用して云々ということで最終的に14万4,483円ということで計算されておりますが、今まで各議員からも質疑がありましたけども、なぜそのように定まった金額をもって10万円に決定したのかという、最終的な理由が何かちょっとまだ、私、ちょっと理解できないところがあるんですが、町長は今まで

もいろんな場所において最近財源、財源という話をよくしております。ここで10万円にした理由、その財源について何となく私はもったいないような気もしないでもないんですが、町として5万円を提示したということも先ほど来から話がありますが、提示は提示です。その基本となった貸付料の算定について、その内容をですね、どのようにしてその10万円になったかというのを再度ですね、お聞きいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 10万円を提示したのは、これは町でなくて……。

○12番（白井幸吉君） 提示された、提示された金額が。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 10万円を提示してきたのは、今、申込みをしている方のほうであって、あくまでも、あくまでも町としての要件は5万円以上という要件ですので、10万円を提示したということはその要件には合っているということになりますので、まずもって選定のこの申し込んできた人の選定の理由には合致をしているというふうに判断をさせていただきました。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 私のですね、質疑の仕方が悪かったと思いますけども、町としては5万円と提示して、で貸付料の基準額が14万円になったよという計算がありますね、町としてね。そこで、なったものにもかかわらず、5万円以上だから10万円でいいと、にしたというその決定根拠です。そこなんですよ。それをお聞きます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ですから、今申し上げたとおりで要件が5万円以上ですから、それ以上であれば問題ないわけですよ。問題ないわけですよ。そして、その本来の町のほうで算定したのが14万幾らだということで、それがそれ以下だということで、今、議会にかけていると。さっきから何回も答弁したとおりですので、そういうふうに理解してもらわないと話がなかなか行ったり来たりしてしまうということになりますので、あくまでも町としては要件を出したもの、それに合致すればいいという判断あります。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） ちょっと行き違いになってるようですけども、その14万円にすればね、別に議会にかける必要なかったんですよね。ですが、その差額の4万4,000円なりあります、なぜそのようになったのかということを私は聞いてるんです。その差額の内容、内訳ですよ。何かあったのかどうかということなんですね。

あともう一つですが、その延滞金とかありますね。年6.5%の貸付料が延滞した場合はそういうのがありますよということなんですけども、その際町としてはどのような、単純に延滞金を徴収しながらまだ貸し付けるということでおろしいのかどうか。または、いろんなその担保を常々設けておいて、それに対応するというような考え方とか持っていないのかどうか。これお互いいいことだと思ってんです、私は。ですからその辺もですね、考えてはどうなのかと思ってるんですが、そのような考えはあるのかどうかですね、

お聞きいたします。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） まず14万4,000円何がしとの差額という話ですけれども、5番議員の答弁のときにもお話ししたんですが、その財務規則では時価なり、貸付け実例なりで定めろということになっていますが、その時価ですと14万4,000円何がしっていうことになると思うんですけども、実績としまして、実例としまして、もともと公社には月額5万円で指定管理をお願いしていたと、5万円いただくということでお願いしていました。で、直近の2年間の指定管理、途中でやめましたけれども、ではゼロだったということで、ゼロというわけにはいかないので、その前の5万円というところを実例として今回はそれ以上で提示してくださいという公募をしました。その結果、10万円だったということになりますので、何で10万円だ、何で14万4,000円の差額は何だということではなくて、正規にはじけば14万4,000円ですが、町としては5万円、もしかしたら14万4,000円と5万円の差額の9万何ぼの差だったかもしれないです、5万円以上で提示してくださいって言ってますので、ですからそういうことになったと。もともと決めた経緯がそうだということで御理解賜ればよろしいと思うんですけども、その辺で答弁とさせていただきます。

あと、担保とか延滞につきましては、公募の中でそのようにうたっておりますので、契約の中でもですね、その辺を規定をいたしまして今後の契約書の案はできてるんですけども、その辺も含めて契約していくことになろうかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（天野秀実君） ほかにございますでしょうか。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） 2点ほどお聞きします。

今回の事業者は、会社、法人です。登記が令和6年10月8日登記簿謄本にあるんですが、それで今回うちのほうの貸付けの期間が令和6年11月15日から11月29日まで受け付けやっているわけですが、そこで先ほどの評価基準にもありましたが、その間、書面でだけ審査したとの説明がありましたが、当然、会社設立したんであれば、この目的に沿って事業活動なりいろいろやるべきですね、当然。それが、この評価の中で実績、飲食店の経営の知識十分これだけではあれですが、この評価が先ほどの説明ですと2.3、それからこの収支計画はあくまでも今度の施設に対する営業の収支決算だと思うんですが、その前にこの会社そのものですね、収支計算とか何とか、当然側面調査としてやるべきではないかなと思うんですが、その辺の情報は収集していたのかどうか。先ほど副町長からありました、公募で1者であれば有効で、それはいいです。ただ、1者であるがゆえに、やはり側面、細部にわたってやっぱり決定すべきではないと思われますが、何か私の個人的な考え方じゃないんですが、このために云々っていう疑念があります。その辺の調査を実施したのかどうか、それが1点。

それから2点目。ここの実施要領にありますが、これは建物と底地それはいいんですが、従来、開発公社が使用していた備品、これについては開発公社との協議になります

という形で明文化してあるんですが、その辺の内容はどのように把握しているのか。備品等の賃貸借契約なのか、使用貸借なのか、それとも贈与なのか、それは今再建中の貸借対照表における備品の評価の対象にもなるので、当然、町としては把握しておくべき事項ではないかなと思われますが、その点について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず1点目ですね、これまでの収支の実績を側面的な調査というような御質問だったと思うんですが、公募の実施要領の中でも、そこまでは資料としては求めてございませんでした。その後、その収支の計画ではなく、設立以降のですね、収支の状況についての収集はしておりませんでした。

あと2点目の備品については、株式会社さんのはうで、公社さんと議決後にですね、協議というような形で議会の議決後にですね、公社と協議というような状況のお話は伺ってございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） まず1点目についてですが、幾ら1者であっても、やはりですね、財産の賃借貸付けです。もう少しこの企業に対する内部の情報を収集しておくのが筋ではないかなと私は思うんですがね。現に、先ほど3番議員からもありましたが、この評価、8の評価の云々で実績これ2.3、業務の実施体制2.6、かろうじて5万円が10万円でここでポイントを上げて5点になってますが、このような形で今この業者に対しては基本方針とか独自性なんていうのは、これは文言で何とでも書けます。理想ですから。ただやっぱり、つい最近設立したこの会社のある程度のですね、登記した以降の活動内容等は把握しておくべきではないかなと思われます。結果としてこうなりましたが、もしこれを目的としてやる会社がここでなければ、別な事業を展開する目的で私は設立したと思われます。たまたま今回、うちのはうで募集かけてやったという形になればいいんですが、その辺はですね、もう少し詳細に担当課として把握すべきではないかなと思われます。

それから、先ほど出た収支決算なんていうのは、来年3月に町の予算もありますけれども、現に数字のバックデータ、積算根拠、それを見てやったのかどうか。とおりはいいんですよ。その辺もですね、もう少し詳細にして、この業者が云々って以前に、こういう形で貸し付ける場合のね、業者の側面調査を私はやるべきではないかと。1者だからいい、1者だから公募で有効だ、それだけではね、せっかくの財産のね、貸与には私はもう少し慎重にやるべきではなかったのかと思うんですが、この結果についての考え方、どのように思っているか再度質問します。

それから、あくまでも公社に対する備品等の貸与については、今回の議決を踏まえた後、要するに決定した後、協議するという形で、その際には、今、あえて言いますが再建計画最中であるので、お互いに相対するんであれば、私は賃貸契約等、減価償却もあるんでしょうけれども、その辺も考慮してやるべきではないかなと思うんですが、再度

説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに今指摘されたとおりだと思います。若干、調査に関しては少し足りなかったところもあったかと思いますので、その点についてはおわびを申し上げたいと思います。

また、公社との関係については、やっぱり公社の持っているもの、財産について利用するということもあると思いますので、その辺についてはしっかり賃貸になるものか、売買になるものは分かりませんが、よく見届けておいて、公社に対してもプラスになるようにということで判断をさせたいなというふうに思います。（「了解」の声あり）

○町長（早坂利悦君） 暫時休憩をいたします。午後1時30分まで休憩といたします。

午前1時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。ほかに質疑はありませんか。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） まず、先ほど質疑を聞いていますと、その答弁の中で町長は、1者だけのやつで実績がないという中で選択肢はないんだというような答弁をされた。また、1者であっても大歓迎をしてんだと、そこでほっとしてるというような答弁もなされております。そういった中でね、この会社はあとですね、このために起業したとの答弁がありました。そして5年間大丈夫かと、質問に対しても分からぬとの答弁がありました。

そうした中でね、審査委員会では31.9点とね、31.9という点数を出して選定をされておりますのに、その町長の答弁とその結果でも食い違ひっていうのがね、見受けられるんですけども、町長としてはどのようにこの点数を捉えているのかお尋ねをいたします。

また、地域貢献はどうなんだと、その中で審査についてどうなんだと、こう質問がございました。そうした中で、利用していただくことにおいて貢献していただくことになるんだろうという答弁がされております。そうした中で行った場合にね、やはり審査委員会での審査項目等々について、やっぱり慎重審議がなされてなかつたということで町長も真摯に、慎重に進めることができなかつたときには謝っております。

そういった中で行くとね、やはり1者だけの審査っていうときの本町のガイドラインっていうのはどうなってんのか、お尋ねをいたします。

あとですね、あと財産管理はどこの部署がなされているのか併せてお尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 貸付期間は5年ということにしておりますが、これ5年間大丈夫かどうか、いわゆる5年間は必ず何としてもやってもらうという意味の貸付け5年というんではないんですね。5年間は貸付けますよということであって、例えばこれに関わる人が、どうしても経営的に難しいということなれば、5年間ならずとも、あるいは返還、貸付けの返還ということもないとは言えないわけですね。ただ町としては、あくまでも5年間は貸付けしますよということでの契約しようとする内容です。

それから、評価委員の皆さんとの点数をどう捉えているかということですけれども、これは合格点だという点数ですので、それはそれでそのように受け止めざるを得ないというふうに思っています。

それから、地域貢献という話もございましたけれども、要するに、ここで食堂をやってもらう人たちが、多くの皆さんに利用してもらう、あるいはこれは町民、町内の方も含めてですけれども、多くの皆さんに利用してもらうということになれば、それはある意味では貢献をされているものだというふうな捉え方をしたいと思います。

さらに、町外の皆さんにも利用されれば、さらにこれは喜ばしいことだというふうな捉え方をしたいというふうに思います。1者だけのガイドラインどうのこうのっていう質問もございましたけれども、副町長から答弁をさせたいと思います。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 町の、その1者だった場合のガイドラインはあるのかということですけれども、特に町としてガイドラインを定めているということではなくて、一般的にはその公募だったりとか、一般競争入札だったりとかっていう場合は、1者でもその申込みがあれば有効であるということを参考しているということあります。指名競争入札ですと、1者しか入札者がいないという場合は、もっと指名して再入札しなさいということにはなっているんですけども、公募の場合は、公にしている誰でも自由に参加できるという状況の中で、排除してるわけでも何でもなくて、申込みですので、1者でもあれば有効だというのが一般的になってますのでそれを参考しているということになります。

それから、財産管理の部署ということですけれども、それぞれの担当がありまして、ものによると。例えば、伝習館であれば愛宕山公園管理事務所、改善センターであれば農村環境改善センター、それから役場とかですね、一般的な公有財産と言われる部分については企画財政課で管理をしているということで、財産管理1か所で全て行っているというものではないということになります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長に尋ねた分ではね、町長にはまだまだ答弁っていうか理解をされてなかったなというふうに私捉えたんですけどもね。

町長、なぜかっていうと、町長のね、この審査、評価基準の点数から見た場合に、町

長の答弁と整合性がないからということでお尋ねをしてるわけね。それらに町長の答弁がなされてないなど、私取ったということで、今言わせてもらってんですけどもね、町長ね。また、そしてガイドライン、それも定めてはいない。しかし1者でも有効と見てるというね、この公募型についてはっていうの。しかしこの中でね、今回の場合は1者で経験がない、実績がない会社が応募されて、これが選定されたわけですよね。そうしたときに、このプロポーザル方式とはどういうものなのか。また、実績のない企業を選定するためのプロポーザル方式とはどういうものなのか。もう一度原点に返ってお尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 実績ということについての判断は、それぞれあると思います。大変それは無視できないものも確かにございます。ただ、実績があるから必ずしもいいのかどうか。ないから悪いのかどうか。こういうことも含めて、評価委員の皆さんは総合的に評価をされたというふうに思うんですね。ですから、私としては直接評価に当たつたわけではございませんけれども、評価委員の皆さんがそれぞれの部門に点数をつけ、それで合格点を与えたということですので、それはそれで町長としては受け止めたいということです。

私は、実績がある人であれば、なお結構ではありますけれども、実績が全くそういう実績がなくとも、若干の経験があるといふんであれば、それはいろんな資格を、もちろん資格がなければやれないわけですので、そういう資格を持ってやろうとするそのことを捉えて、いい方向で捉えたいというふうに思います。

あと、残りの分については副町長から答弁させます。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） プロポーザルという方式なんんですけども、一般的にその提案型という解釈をしています。厳密な話をすれば、一定の条件を満たす提案者を公募または指名により選定するんだよということあります。午前中の質疑の中で、コンペというのもありましたけれども、コンペというのは競争です。それでプロポーザルっていうのは提案していただくということで、その提案していただいたものを審査をして、問題なければ貸付けをするというのがプロポーザル方式になります。

以上です。

○10番（中山 哲君） 議長。

○議長（天野秀実君） はい。

○10番（中山 哲君） 私ね、質問したのと答弁全然違うんだけど、もう一度答弁をさせて……

○議長（天野秀実君） 中山議員、質問に対して答えていただいていない部分について、もう一度その発言を求めます。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） さっきから町長が答弁していただいたのは、実績のない企業を選定する際のプロポーザルの方式としてどういうことがなされるのやということで聞いて

るわけね。それが町長の答弁では、その答弁には合致した答弁をいただいてませんので、その辺についてもっと詳細に答弁をいただきたい。

あと、プロポーザルについても公募型だという話でありますけれども、実際どのようなものなのかなっていうのをやっぱり定義的にもう一度説明をお願いいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） プロポーザルに申請するのには、実績があるないということを条件は付しているわけじやありませんね。ですので、自らどういうものをこの食堂でやろうかということの内容で、それで参加するわけですので、特に実績のないからどうだという判断は最初からそこを切るという、そういう考えはございません。

ですからあくまでも、実績のなければないとしても、何回も言われたように選定委員の皆さんの選定の基準にあって、その中で判断をするという以外にございません。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 一般的にですね、町がお金を払って何かの対価を得るというときには、しっかりと今言われたようなことを審査して、ちゃんとこの業者さんできるのか、この事業者さん、この個人の方できるのかっていうのを、その提案の内容を見ながらプロポーザルという方式で審査をしていきます。

今回はですね、その普通財産をお金もらって、お金いただいて貸すんだよという方式ですね、プロポーザルという厳格な、何ですか、町が損失を被るとか被らないとかっていう審査とかでなくて、とにかくここを使ってその食堂をやっていただける人いますかというのが今回のプロポーザルになります。その中には、いろんな今言った条件も、焼肉やってほしいとかっていう条件あったりするんですけども、そうした中でその実績があつとかないとかっていうところを、もちろんあればそんなにいいことないですけども、ないから駄目だということではないという町長の答弁もありましたように、そういう内容になってます。

だから一般的なプロポーザルは、町がその委託料なり、工事費なりを出して、出す金額があって提案をいただいて、その業者でいいかっていうのを決めるのが一般的なプロポーザルになりますけれども、今回はプロポーザル方式ではあるんだけれども、借りる人、町にお金を払って借りる人の審査をこのプロポーザル方式でやったということでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今のやつだとプロポーザル、私なりにね、プロポーザルっていうのを調べてみればね、自治体が民間会社にね、事業を委託する際に提案内容、企業の実績などを総合的に評価し、最も優れた企業を選定する方式ですと。今、副町長答弁した中ではこれなんだろうと。そういう中で、1者ね、1者そして実績がない。また実績ない会社の企業選定する場合のプロポーザルとしての認識としてはですよ、選定方法にやはり公平性、それに透明性を確保する必要があるんですよ。そういう場合、また地

域への貢献度など選択基準となるものを示すっていうかね、それらも審査すべきな項目に入るわけですよ。

私が何を言いたいかというと、1者であって、実績がない会社を選択する際のこの発注者としての心構えとして、その公平性、透明性、それらをやはりこの委員会の中に發揮しなければ、やっぱ信頼性っていうのを損なうのではないかということで私は今質問してんの。そういう中で行けば、7名の委員だけじゃなく専門的な知識を持った方を委員会に委員として選任をすべきではないのかと。そういうことにおいて、その公平性、透明性、それらを保たれるのではないかと。そういう慎重な姿勢が大事じゃないかなと私思うの。

そこでね、さっき町長も答弁の中に、その慎重さを欠いたということで、小川議員の質問に対して、質疑に対して大変申し訳なかったと、そのとおりだという答弁をされますね。そういうときにやっぱ慎重さを欠いたと、自分で認めてるような選考の仕方っていうのはどうなのかなっていうことで私、今、お尋ねしてるんですよ。そういう意味での答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっきおわびしたのは、業者の調査をしたのかというような質問でありましたので、今回、この業務に携わろうということで立ち上げたということありますので、十分な調査をしたかと言われますと、そこはちょっと十分とは言えないということでおわびをしたということあります。

それから、公平性、透明性ということですけれども、やっぱり公募をしたと。公募をするということ自体は、これはいわゆる透明性ということも含まれるわけですね。あるいは公平性、1者に相談してやってけねがとか、そういうんではなくて、あくまでも公募をして、それに応じていただいた人があったということですので、その点については、こういう手法ということについては、公募をしてやってきておりますので、公平性であったり、あるいは透明性であったりということについては、しっかりと担保されているものだというふうに私は捉えております。

それから、1者に大分こだわっておりますけれども、確かに町として1者だけで大変痛い目に遭ったという、そういう過去にあります。それはよい教訓にはなっておりますけれども、今回の場合は、そういう本当に専門的な知識というものが求められようとしているかどうかの、そこまでの、こちらのほうではからなくともいい内容だというふうに思いますので、要するに、食事を提供する許可、あるいはそういういろんな免許を持っていればそれはいいだろうということで、今質問いろいろ言われましたけれども、私としては特に問題はないというふうに思います。

そして、これから大いにお客さんに喜ばれるようにまず努力をしてもらいたいなという思いで今のところ考えております。

以上です。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 議案第12号普通財産の貸付について、反対の立場から討論をいたします。

この議案は、旧色麻町地場産業振興施設を令和7年3月1日から有償貸付けを行うため契約の候補者を選定するプロポーザル方式により選定を行いました。

応募は1者で、それも経験はあるものの実績のないことでプロポーザルとして自治体の民間企業に事業を委託する際に、提案内容や企業の実績などを総合的に判断し、最も優れた企業を選定する方式です。

また、参加者に事業を行うに当たって必要な許認可等を取得する際、取得済みまたは営業開始まで取得予定のある業者などであることをうたっています。これは実績なくても参加ができるということに捉えられても致し方ない参加資格要綱ではないかと私は思います。

この実績のない企業を選定するプロポーザル方式では、選定方式の透明性、公平性を確保する必要があります。また、地域への貢献度など選定基準となるため、こうした点を踏まえ、発注者は公平、透明性の確保が信頼につながる第一歩と捉え、選定審査委員会に専門知識を持った方を選定委員に加え選定するに当たる姿勢があつてもよいのではなかつたかと思います。

こうしたことから、実績のない1者のみの応募者で最も優れた企業の選定ができたとは甚だ言い難く、反対し、反対の討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひをいたします。

○議長（天野秀実君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 議案第12号普通財産の貸付について、賛成討論を行います。

過般、私も質疑の中で愛宕山公園にふるさと味彩館が閉館してから、大変色麻町の観光資源が失われているなということを常々考えていました。そういう中で、町で公募いたしましたら1者、要するに、遠山商事株式会社代表取締役社長麻生さとみ殿から公募の依頼があったということは、大変私自身は喜ばしいことだなというふうに思っております。

いろいろ実績がない云々といろんな質疑の中にありましたけれども、企業を起こそうとする方はですね、誰も実績はないですよ、事業を起こそうとする方は。やっぱりこの5年間、ましてや町では5万円以上と言ったにもかかわらず、10万円でも払っても、支払いしても、この事業を成功させてみるという意欲のある会社が名のり上げていただいんだなというふうに私自身は思いますので、やはり今質疑の中でも申しましたけれど

も、かっぱのゆと愛宕山の2つの拠点が色麻町の一番のにぎわいの場所であるというふうなことを鑑みた場合、この議案第12号普通財産の貸付については賛成をいたしたいと思います。

議員諸公の満堂な賛成をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（天野秀実君） 次に、原案に反対者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

ほかに討論はございませんでしょうか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより、採決いたします。討論がありましたので、本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は、記名投票採決といたします。

この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は、反対とみなします。

それでは、本案は原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それでは、ボタンを押してください。

〔電子採決システムにより記名投票〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れは、ございませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定いたします。

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（天野秀実君） 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔賛成 6 名：2 番高森すみえ君、3 番佐藤 忍君、4 番小松栄喜君、8 番小川一男君、9 番今野公勇君、12 番白井幸吉君〕

〔反対 2 名：5 番相原和洋君、10 番中山 哲君〕

日程第4 議案第13号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第8号）

○議長（天野秀実君） 日程第4、議案第13号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第13号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,241万7,000円を追加し、予算総額を53億7,818万2,000円といたしました。

今回の補正の主な内容につきましては、国による令和6年度補正予算（第1号）が可決成立したことに伴う普通交付税の再算定による増額と、エネルギー・食料品価格等の

物価高騰の影響を受けた方や事業者への支援を目的として給付するための重点支援地方交付金関連事業費及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業費確定により、配分額の変更を行う財源変更でございます。

まず、歳入から申し上げます。

議案書8ページを御覧ください。

第11款地方交付税は、普通交付税の追加交付により7,169万7,000円を増額するものです。増額の主な理由といたしましては、令和6年度限りではありますが、基準財政需要額の臨時費目として、臨時経済対策費、給与改定費及び令和7年度から8年度における臨時財政対策債を償還するための基金積立てに要する経費として、臨時財政対策債償還基金費が創設されたことや普通交付税の調整額が復活されたことにより、増額となつたところでございます。このことにより、本年度の普通交付税の交付総額は20億8,301万8,000円となりました。

第15款国庫支出金は、合計で3,852万円の増額で、第2項国庫補助金4目特定防衛施設周辺整備調整交付金で、当初水道事業会計の四かま地区水道施設整備工事に一部充当しておりましたが、事業費確定に伴い不用額が生じたことから一般会計に財源変更するもので、特定防衛施設周辺整備調整交付金271万1,000円の増、5目総務費国庫補助金はエネルギー・食料品価格等の物価高騰対策に対する財源として重点支援地方交付金3,580万9,000円の増額となっております。

第19款繰入金第2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を5,780万円減額し、本年度の予算上の繰入額を4億4,390万円といたしました。

続きまして、歳出について申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。

あわせまして、本日お配りいたしました令和6年度重点支援地方交付金実施計画概要、こちらも併せて御覧いただきたいというふうに思います。

それでは、議案書9ページ。

第3款民生費は、合計で1,894万9,000円の増額で、第1項社会福祉費1目社会福祉総務費で、追加資料（2）推奨メニュー、追加資料の（2）推奨メニューの事業No.1番、社会福祉施設物価高騰対応助成金360万円の増。10目物価高騰支援給付事業費で、追加資料（1）給付金、事業No.1物価高騰支援給付金、給付に係る消耗品費、送料、手数料、システム改修業務委託料及び給付金。合計で1,534万9,000円の増額となっております。

第6款農林水産業費第1項農業費4目畜産業費は、追加資料（2）推奨メニュー、事業No.2配合飼料高騰対策助成金として844万2,000円の増額となっております。

第7款商工費は合計で838万8,000円の増額で、第1項商工費1目商工振興費では、追加資料（2）推奨メニュー、事業No.3運送事業者燃料価格高騰対策事業助成金として544万5,000円の増。3目平沢交流センター管理費では、追加資料（2）推奨メニュー、事業No.4公共施設電気料高騰対策事業助成金として294万3,000円の増額となっておりま

す。

議案書10ページを御覧ください。

第8款土木費、第9款消防費は予算額に変更はございませんが、特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分額の変更により、財源内訳が変更となっております。

第10款教育費第2項義務教育学校費は2目教育振興費で、追加資料（2）推奨メニュー、事業No.5がんばる受験生応援事業補助金、エネルギー価格高騰対策の補助として56万円の増。第5項保健体育費3目屋外運動場管理費は予算額に変更はございませんが、特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分額の変更により、財源内訳が変更となっております。

第13款諸支出金第1項基金費は減債基金積立金で、歳入でも少々触れましたけれども、今回追加交付されました普通交付税のうち、1,603万3,000円については、臨時財政対策債償還基金費として令和7年度から8年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するため、前倒しで交付された性質のものであり、減債基金に積立てを行う等適切な処理を行うよう国のほうから通知をされているため、同額を減債基金へ積み立てるものでございます。

議案書11ページを御覧ください。

第14款予備費は4万5,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、議案書5ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為の補正ですが、公共施設に係る警備業務の委託について、期間を令和6年度から令和7年度まで限度額を2,302万4,000円、1か件を追加するものでございます。

以上、令和6年度色麻町一般会計補正予算（第8号）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、款項追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書8ページ、歳入から入ります。

歳入。

11款地方交付税1項地方交付税。（「なし」の声あり）

15款国庫支出金2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

19款繰入金2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

9ページ、歳出に入ります。

3款民生費 1項社会福祉費。（「なし」の声あり）
6款農林水産業費 1項農業費。（「なし」の声あり）
7款商工費 1項商工費。（「なし」の声あり）
8款土木費 2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）
9款消防費 1項消防費。（「なし」の声あり）
10款教育費 2項義務教育学校費。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君）お尋ねをいたしたいと思います、ここで。

今回、重点支援地方交付金実施計画概要をお示しいただいてます。それで今回のがんばる受験生応援事業補助金としてここに56万円計上になってるわけですけども、概要の内訳見ますと1家庭当たりという形になります。受験生1人当たりではなくて1家庭当たりということで出されてるのかどうか。そういうことで認識をすればいいのかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君）教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君）お答えいたします。

これはですね、受験生1人当たりにつき1万円という考え方でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君）相原和洋議員。

○5番（相原和洋君）しかば、この概要の内訳を1家庭ではなく1生徒当たりということにすべきではなかったかと思うんですが、その点をどのように解釈すればいいのか。再度お尋ねします。

○議長（天野秀実君）教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君）大変申し訳ありませんでした。

受験生1人当たりにつき1万円ということでございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（天野秀実君）ちょっと待ってね。えっと、教育総務課長先ほどの答弁と今の答弁は全く同じなんですが、相原議員の質疑は1家庭に1万円なのか、それとも生徒1人当たりに1万円なのかという、そういう質疑でございました。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君）大変申し訳ありませんでした。お答えいたします。

この補助金の額は1人当たり1万円ということでございました。記載の誤りがありまして大変申し訳ありませんでした。

○議長（天野秀実君）相原和洋議員。

○5番（相原和洋君）課長ね、すみません。私この概要、事業概要を見ててここの中に、1家庭当たり1万円掛ける56世帯って載ってるもんですから、要は、生徒1人当たりなんですか、1世帯当たりで出されてるんですかということを聞いたんですよ、先ほど。そしたら課長はね、生徒1人当たりの給付金、応援費として出してますよと答弁なされたんですけど、そうするとここに載ってる概要の文言的に1家庭ではなくて1生徒当た

りにすべきではなかったのかということでお尋ねしてるんですが、いかがでしょうかということなんんですけど。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

こちらの概要のほうですね、こちら1家庭当たりというふうに記載しておりましたが、大変申し訳ございませんでした。

現在、交付要綱等も整備中でございますが、補助金の額は1人当たり1万円という考え方で進めていこうというふうに考えておりました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（天野秀実君） ほかに、10款教育費。ほかにございますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、先に進みます。

5項保健体育費。（「なし」の声あり）

13款諸支出金1項基金費。（「なし」の声あり）

11ページに入ります。

14款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） お尋ねをしたいと思います。

ここに公共施設に係る警備業務の委託と、1年分出ております。この公共施設の警備業務、場所はどこで何か所あるのか。1か所当たり金額まちまちなんでしょうけども、詳細に示せるんであればお答えいただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） まず、警備業務のまず場所でございますけれども、場所で言いますと全部で20か所ございます。これが人が有人のところもございますし、それから機械だけの無人のところもございますけれども20か所、この警備業務発生しております。一番金額が大きいところですと、やっぱり役場庁舎ということで、こちらですね、年間で1,000万円、1,008万円という金額で契約を結んでいるところでございます。

それ以外にですね、申し訳ありません。

現在契約をしている警備業務ということでございますと20か所でございます。一番高いところが役場庁舎ということで、1,000万何がしということで、あとその規模とかですね、その警備内容によりまして、例えば改善センターですと380万円というところで現在のところ契約をしていたり、それからそれ以外のところは大体20万円とか40万円とかということで、年間警備をお願いしているということでございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、課長から公共施設20か所についての警備業務の委託というお話をいただきました。

1年ごとに契約を更新しているのか。そうすると、警備会社なるものが世間に星の数

ほどございますので、再三見直しをかけ、やられているんではないかなと。今、経費が厳しくね、物価が高くなってきております。当然、人件費なるものが一番最たるものでございますんで、そういう部分の見直しをかけながら今回債務負担行為を図られたと思うんですが、その点についてはどのようなお考えを持って今回の債務負担行為に出されたのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 今回ですね、令和6年度から令和7年度の期間で債務負担行為のお願いをするということで計上しておりますけれども、実はこの警備業務につきましては、これまで3年間の委託業務ということでお願いしておりましたが、今回もその更新の時期に当たりまして、見積りのほうを徴取いたしました。その結果ですね、1年間で430万円の増額。1年間で430万円の増額。3年間で1,300万円、今までよりもその警備業務がかかり増ししますというちょっとお見積りをいただきまして、このままではちょっとどうなのかというところでですね、可能であれば今年度中にその警備業務の見直し、例えば、今、人を配置して警備していただいているところをですね、その役場内部の運用のところで何とかコストを削減できないかということで、るる検討はしたんですけども、ちょっと時間的にどうしてもまとめきれなかったということでございまして、今回1年間だけですね、令和7年度こういったところですね、コストを削減できる部分がないかということをですね、役場全体の警備業務、再度見直しをかけてということで検討したいというふうに考えております。

そのため、今回は令和6年度、令和7年度、2か年間の債務負担行為で取りあえず単年度で契約をして、その間にですね、もっとコストカットできるようなやり方がないかというものを検討するということで、今回に限り1年間だけの契約にしたいということでの提案でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 課長、3年今までやって債務負担行為かけて、今回1年だからちょっとお尋ねしたわけなんですよ、ね。世の中物価高騰してるのは分かっていらっしゃると。人件費は特にそこは大きく出てるっていうのは分かっていらっしゃる中で、まだまとめきれてないというお話をいただきました。

やっぱりそこは、スピード感持ってやっていかないと機構改革した意味がどうなのかなと思われます。430万円、今回業者はそのまま継続なのかなと思われますけれども、早急にそこはいろいろな部分で情報収集して、来年の予算にも関わる問題あるでしょうから、検討していただきたいなと思います。ただ、やっぱりこういったこと多々これから出てくるんじゃないかなと思いますんで、その点について町長はどのように今後こういった部分、指示出しをするのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当然のことありますけれども、全ての経費関係については、やっぱり見直ししながら適正な価格を求めていくということになります。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（天野秀実君） 日程第5、議案第14号令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第14号令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正でございます。

議案書12ページをお開き願います。

第2条債務負担行為でございますが、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加することといたし、役場分庁舎に関わる警備業務の委託について、令和6年度から令和7年度までの期間で限度額を12万円と定めるものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、12ページ。

第2条債務負担行為。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（天野秀実君） 日程第6、議案第15号令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第15号令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、色麻清水地区水道施設整備事業費の確定に伴う国庫補助金並びに企業債の減額補正であり、予算第4条に定めました資本的収入の補正と予算第5条として債務負担行為の補正を行うものでございます。

まず初めに、資本的収入につきまして御説明いたします。

議案書15ページをお開き願います。

第1款資本的収入第2項国庫補助金第1目特定防衛施設周辺整備調整交付金では271万1,000円の減額、第3項第1目企業債では4,870万円の減額といたしました。

戻りまして、13ページを御覧ください。

補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,331万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額508万8,000円。過年度分損益勘定留保資金3,313万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1,509万1,000円で補填するものといたしました。

次のページをお開き願います。

予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりといたし、役場分庁舎に関する警備業務の委託について、令和6年度から令和7年度までの期間で限度額を12万円と定めるものでございます。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書15ページ、資本的収入から入ります。

1款資本的収入2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

3項企業債。（「なし」の声あり）

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

過年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、14ページに戻りまして、追加されます第5条債務負担行為。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、令和7年色麻町議会定例会1月第2回会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日1月31日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日1月31日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時27分 散会
